

予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の許可に関する審査基準の一部改正 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準</p> <p><u>第 1 章 総則</u></p> <p><u>第 1 予報業務の目的</u></p> <p>予報業務（観測の成果に基づく現象の予想の発表の業務）の目的においては、特定向け予報（契約等に基づき特定の者に限って提供する予報であって、かつ、当該特定の者の利用に供するものをいう。）と一般向け予報（特定向け予報以外の予報をいう。）に分けることとする。</p> <p><u>なお、特定向け予報であっても、当該予報に関する責任の所在、当該予報の利用目的に応じた留意事項、又は、当該予報と、気象庁が発表する警報、注意報及び台風情報との関係について正しく認識していないおそれがある利用者に対しても供されるものについては、一般向け予報とする。</u></p> <p><u>第 2 章 気象等の予報</u></p> <p><u>第 1 範囲及び条件</u></p> <p><u>1 予報業務の範囲</u></p> <p>（略）</p> <p>（1）予報の種類</p> <p>イ 予報を行おうとする現象</p> <p>（略）</p> <p>ロ <u>予報期間</u></p> <p>予報は、予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間に応じ、それぞれ 次の表 1 の 6 種類に区分し、それぞれの予報の最小の時間単位は、同表の右欄に掲げる時間以上でなければならないこととする。<u>ただし、</u></p>	<p>予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準</p> <p><u>第 1 目的、範囲及び条件</u></p> <p><u>1 予報業務の目的</u></p> <p>予報業務（観測の成果に基づく現象の予想の発表の業務）の目的においては、特定向け予報（契約等に基づき特定の者に限って提供する予報であって、かつ、当該特定の者の利用に供するものをいう。）と一般向け予報（特定向け予報以外の予報をいう。）に分けることとする。</p> <p><u>2 予報業務の範囲</u></p> <p>（略）</p> <p>（1）予報の種類</p> <p>イ 予報を行おうとする現象</p> <p>（略）</p> <p>ロ <u>予報の期間区分及び最小の時間単位</u></p> <p>予報は、予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間に応じ、それぞれ 次の表 1 の 6 種類に区分し、それぞれの予報の最小の時間単位は、同表の右欄に掲げる時間以上でなければならないこととする。</p>

改正案

特定向け予報の場合は、予報期間の区分にかかわらず最小の時間単位の制約を受けない。

表 1

予報期間	予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間	最小の時間単位
短時間予報	予報を行う時点から3時間先以内の予報	<u>基となる観測資料の時間間隔以上</u>
短期予報	予報を行う時点から3時間先を超え、48時間先以内の予報	1時間以上
中期予報	予報を行う時点から48時間先を超え、7日間先以内の予報	6時間以上 <u>ただし、72時間先まで短期予報の最小の時間単位を用いてもよい</u>
長期予報 (1か月予報)	予報を行う時点から8日間先を超え、1か月先以内の予報	5日以上 <u>ただし、10日間先まで中期予報の最小の時間単位を用いてもよい</u>
長期予報 (3か月予報)	予報を行う時点から1か月先を超え、3か月先以内の予報	1か月以上
長期予報 (6か月予報)	予報を行う時点から3か月先を超え、6か月先以内の予報	1か月以上

(2) 対象としようとする区域

(略)

2 許可等の条件

(略)

第2 ~ 第7 (略)

現行

表 1

予報期間の区分	予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間	最小の時間単位
短時間予報	予報を行う時点から3時間先以内の予報	<u>10分間以上</u>
短期予報	予報を行う時点から3時間先を超え、48時間先以内の予報	1時間以上
中期予報	予報を行う時点から48時間先を超え、7日間先以内の予報	6時間以上
長期予報 (1か月予報)	予報を行う時点から8日間先を超え、1か月先以内の予報	5日以上
長期予報 (3か月予報)	予報を行う時点から1か月先を超え、3か月先以内の予報	1か月以上
長期予報 (6か月予報)	予報を行う時点から3か月先を超え、6か月先以内の予報	1か月以上

(2) 対象としようとする区域

(略)

3 許可等の条件

(略)

第2 ~ 第7 (略)

改正案	現行
<p data-bbox="91 204 584 236"><u>第3章 地震（地震動に限る。）の予報</u></p> <p data-bbox="91 252 349 284"><u>第1 範囲及び条件</u></p> <p data-bbox="91 300 349 331"><u>1 予報業務の範囲</u></p> <p data-bbox="91 347 707 379"><u>予報業務の範囲は、次の区分によることとする。</u></p> <p data-bbox="91 395 322 427"><u>（1）予報の種類</u></p> <p data-bbox="129 443 499 475"><u>イ 予報を行おうとする現象</u></p> <p data-bbox="147 491 792 523"><u>地震動（発生した断層運動による地震動）とする。</u></p> <p data-bbox="129 539 387 571"><u>ロ 予報の提供方法</u></p> <p data-bbox="129 587 1106 762"><u>許可事業者が製造するサーバーにより一拠点で予報を作成して個別の利用者へ配信する形式（以下「中枢配信型予報」という。）と、許可事業者が製造する端末の提供もしくは販売した端末（ソフトウェアも含む）において予報を行う形式（以下「個別端末型予報」という。）に分けることとする。</u></p> <p data-bbox="91 778 490 810"><u>（2）対象としようとする区域</u></p> <p data-bbox="129 826 1106 1153"><u>対象としようとする区域は、個別の地点を原則とし、用いる地盤増幅度デジタルデータベースが適用できる範囲内（「気象業務法施行規則第十条の二第一号口の規定による計算方法を定める件」（平成19年気象庁告示第11号。以下「計算方法を定める件」という。）第一項のウ(2)の方法による地盤増幅度にあってはその適用範囲内）に限る。区域の表示は、予報対象地点の緯度、経度又は住所を用いる。また、予報対象地点の集合として対象区域を設定する場合は、明確に区分できる区域とし、第2章 第1 1（2）に準ずる。</u></p> <p data-bbox="91 1217 322 1249"><u>2 許可等の条件</u></p> <p data-bbox="91 1265 1106 1345"><u>許可等に際し、公共の利害と社会の安寧（混乱防止）のために必要最小限の条件を付することとする。</u></p> <p data-bbox="91 1409 461 1441"><u>第2 予報資料の収集の施設</u></p> <p data-bbox="91 1457 573 1489"><u>1 予報を行う際に収集が必要な資料</u></p>	

改正案	現行
<p>(1) 気象庁が緊急地震速報(予報)において発表する地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する資料</p> <p>2 必要な資料の収集施設</p> <p>(1) 収集施設は、<u>中枢配信型予報においては、行おうとする予報に必要な予報資料を的確に収集し、かつ、処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。個別端末型予報においては、行おうとする予報に必要な予報資料を的確に収集し、かつ、処理できる能力を有する端末であること。</u></p> <p>(2) 中枢配信型予報においては、<u>施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要な十分な使用権原を有すること。</u></p> <p>第3 予報資料の解析の施設</p> <p>1 解析の施設</p> <p>(1) 解析施設は、<u>中枢配信型予報においては、用いる解析の手法を的確に処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。個別端末型予報においては、用いる解析の手法を的確に処理できる能力を有する端末であること。</u></p> <p>(2) 中枢配信型予報においては、<u>施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要な十分な使用権原を有すること。</u></p> <p>第4 予報資料の収集及び解析の要員の確保</p> <p><u>中枢配信型予報においては、予報資料の収集及び解析の施設の適切な運用に必要な要員を置いていること。個別端末型予報においては、利用者の端末の適切な運用に資する要員を置いていること。</u></p> <p>第5 警報事項を迅速に受け取ることができる施設及び要員</p>	

改正案	現行
<p data-bbox="91 156 1106 236"><u>地震動予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設及び要員を有すること。</u></p> <p data-bbox="91 300 405 331">第6 現象の予想の方法</p> <p data-bbox="91 347 1106 427"><u>地震動の予想の方法は、「計算方法を定める件」に定められた事項を満たす手法であること。</u></p> <p data-bbox="91 491 264 523">第7 その他</p> <p data-bbox="91 539 1106 619"><u>今後、観測及び予報技術の進展に対応してこの審査基準の内容については適宜見直すこととする。</u></p> <p data-bbox="91 683 152 715">附則</p> <p data-bbox="91 730 1106 858"><u>この審査基準は、平成24年3月1日から適用する。なお、それ以前に地震の予報業務許可を得た許可事業者については、一般向け予報及び特定向け予報を予報業務の目的とした許可を得たものとみなす。</u></p> <p data-bbox="91 1169 763 1201">別表1 許可等の条件（第2章 第1 2項関係）</p> <p data-bbox="91 1217 174 1249">（略）</p> <p data-bbox="91 1265 544 1297">1. 「一般向け予報」に関する条件</p> <p data-bbox="91 1313 174 1345">（略）</p> <p data-bbox="91 1361 544 1393">2. 「特定向け予報」に関する条件</p> <p data-bbox="152 1409 264 1441"><u>特になし</u></p>	<p data-bbox="1131 683 1191 715">附則</p> <p data-bbox="1131 730 2145 858"><u>この審査基準は、平成15年9月19日から適用する。ただし、長期予報業務の許可（6か月予報に限る）に関する基準は平成16年2月1日以降に適用することとし、それ以前については、なお、従前の例による。</u></p> <p data-bbox="1131 874 2145 1050"><u>また、長期予報業務（6か月予報に限る）に関し、予報を行う際に収集が必要な資料として気象庁提供資料と同等な資料を収集する場合にあっては、当面審査に時間を要することも考えられることから、申請者と許可前に十分調整することとする。</u></p> <p data-bbox="1131 1169 1332 1201"><u>許可等の条件</u></p> <p data-bbox="1131 1217 1214 1249">（略）</p> <p data-bbox="1131 1265 1583 1297">1. 「一般向け予報」に関する条件</p> <p data-bbox="1131 1313 1214 1345">（略）</p> <p data-bbox="1131 1361 1583 1393">2. 「特定向け予報」に関する条件</p> <p data-bbox="1131 1409 1411 1441"><u>（予報に関する名称）</u></p> <p data-bbox="1131 1457 2145 1489"><u>（1）気象庁が行う「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称は使用しな</u></p>

改正案	現行
<p>別表2 <u>許可等の条件（第3章 第1 2項関係）</u></p> <p><u>遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。</u></p> <p><u>（予報に使用する名称）</u></p> <p><u>（1）地震動の予報に「緊急地震速報」という名称を用いる場合は、気象庁が行う警報ではなく事業者の予報である旨を利用者に対して十分説明すること。また、「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称等を使用しないこと。</u></p> <p><u>（予報の内容）</u></p> <p><u>（2）深発地震の震度の予想精度が十分でないことを利用者へ明示すること。</u></p> <p><u>（ガイドライン掲載項目に関する説明）</u></p> <p><u>（3）「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の「端末利用者が施す措置の一覧表」に掲載された各項目に対する対応状況につき、利用者には十分な説明を行うこと。</u></p> <p><u>（その他）</u></p> <p><u>（4）地盤増幅度等の具体的な設定値を利用者自身が入力する装置等については、誤りなく適切な数値を入力できるよう措置をすること。</u></p>	<p><u>いこと。</u></p> <p><u>（台風に関する情報）</u></p> <p><u>（2）台風の位置等に関する情報を気象庁が台風情報として発表する予報期間をこえて提供する場合は、その内容について全責任を事業者が負うものであることを相手側に明示すること。</u></p>